

令和8年度 新宿区教育委員会会計年度任用職員 スクールソーシャルワーカー募集案内

この採用選考は、新宿区教育委員会会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職名	採用予定数
スクールソーシャルワーカー	若干名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

スクールソーシャルワーカーに関する業務は次に掲げる業務をする。

- （1）児童及び生徒の状況の把握及び生活指導上の課題の整理に関すること。
- （2）児童及び生徒の支援に関する対策会議の実施に関すること。
- （3）家庭と子供の支援員及び関係諸機関等との連携に関すること。
- （4）学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。
- （5）児童及び生徒の保護者並びに教職員等に対する相談及び情報提供等の支援に関すること。
- （6）教職員研修等への指導及び助言に関すること。
- （7）事業の実施に伴う計画及び結果の記録の作成及び報告に関すること。
- （8）その他事業の実施に関し、新宿区教育委員会が必要と認めること。

4 勤務場所

新宿区教育委員会事務局教育指導課指導係（新宿区歌舞伎町1-4-1）

5 任用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- （1）社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- （2）意欲をもって職務を遂行すると認められること。

※ ただし、地方公務員法第16条等の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの者

- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考(申込書及び小論文) ※小論文は別添選考シートを作成すること。テーマ、文字数は選考シート参照。 ※第一次選考合格者は、教育委員会会計年度任用職員採用候補者名簿(以下「採用候補者名簿」と言う)に登録されます。名簿登載期間は名簿登載日から令和9年3月31日までです。名簿登載された場合、欠員の状況によって第二次選考のご案内をお知らせします。また、令和8年度の欠員状況により令和8年4月以降に任用される可能性があります。
結果発表	令和8年5月上旬(予定) ※結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年5月中旬(予定) ※面接会場は新宿区役所4階教育指導課を予定 ※日時は一次合格者にお知らせします
選考方法	面接(個別面接)
結果発表	令和8年5月下旬(予定) ※結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区教育委員会教育指導課で配付します。また、区ホームページにある「令和8年度新宿区教育委員会会計年度任用職員募集(スクールソーシャルワーカー)」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 <提出書類> ・新宿区教育委員会会計年度任用職員採用選考申込書 ・第一次選考の小論文
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返信用封筒※ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの < 郵送の場合 > ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、第一次選考の小論文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和8年4月15日(水) から 令和8年5月1日(金) (必着) ※ 持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時まで
申込先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区教育委員会事務局教育指導課教職員係

9. 勤務条件

勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前8時30分から午後5時15分までの間で休憩を除く1日あたり7時間勤務 ・ 休憩時間60分 各月14日以上18日以内の範囲内で所属長が定める日数（平均勤務日数月16日勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：原則として土・日曜日及び所属長が定める日 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇 等があります。 (無給休暇) 病気休暇（引き続く5日までは有給）、母子保健健診休暇等があります。
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額 24万7千円程度（地域手当相当分を含む。） ・ 通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。 ※ その他賞与の支給があります。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置された際、再度任用は公募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度任用される可能性があります。

	※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。
--	---

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務のみします。

【問い合わせ先】

新宿区教育委員会事務局教育指導課教職員係

所在地：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話番号 03 (5273) 4215 (直通) (土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

新宿区役所本庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

◆電話

03(5273)3084(教育委員会事務局教育指導課教職員係直通)

◆最寄りの駅

JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス停

①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前

